

## 自然災害時における三田市総合福祉保健センターの施設使用の休止について

三田市内で、自然災害時が発生し下記の状況であった際に、施設の使用の休止又は臨時休館の対応を行うことがあります。貸室をはじめ施設を利用の皆さまにはご了承くださいますようお願いいたします。

### 1. 判断基準

- (1) 風水害の場合で市内のいずれかの地区に高齢者等避難（警戒レベル3）以上の避難情報が発令され、福祉避難所を開設したとき
- (2) 市内で震度5以上の地震が発生したとき
- (3) その他特に市長が必要と認めるとき

### 2. 休止要請

市より要請または指定管理者の判断により施設使用の休止を行う際には、直ちに施設の使用を休止し施設の使用許可を取り消します。この場合において前納された使用料は使用者に全額還付します。

### 3. 施設の使用再開等の判断基準

市からの通知により休止または開館している施設の使用を再開します。

- (1) 風水害の場合は、三田市総合福祉保健センターの安全が確認され、かつ警報が解除された場合及び避難所が閉鎖された場合に災害対策本部の指示により通知する。
- (2) 地震の場合は、三田市総合福祉保健センターの安全が確保され、市内の被害状況に応じて災害対策本部の指示により通知する。

令和5年3月28日

三田市総合福祉保健センター指定管理者  
社会福祉法人 三田市社会福祉協議会